

広島県告示第四百五十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第二項及び地方自治法施行規則（昭和二十二年省令第二十九号）第十二条の二の十四第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和七年四月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	住所又は事務所の所在地	指定をした日	委託した公金事務に係る歳入等の内容	委託をした日（委託期間）
株式会社 堀田組 代表取締役 河本 泰行	尾道市新浜一丁目九番二号	令和七年四月一日	県営住宅（三原・尾道地区）に係る住宅及び駐車場の使用料	令和七年四月一日～令和十二年三月三十一日
株式会社 誠和 代表取締役 河本 一志	尾道市新浜一丁目一四番二号			